



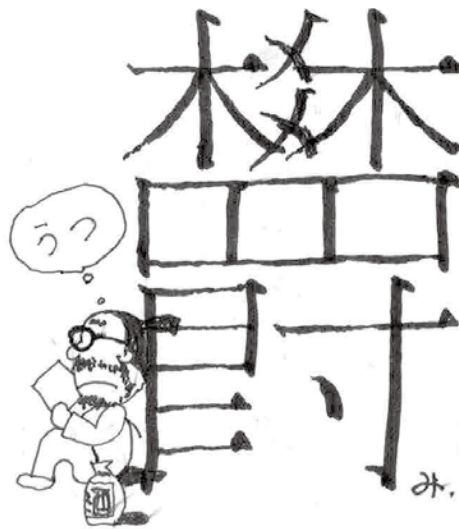
どっぴい

山皇慕らし絵日記

271

平野在住
宮崎利一

読書の秋



夏休みで、ぼけた頭をぐじゃぐじゃにしてすっきりして後半を乗り切ろう。

「書体字典」漢字篇の最後に、二十六角の躁鬱病の「鬱うこ」が現在使われている一番画数の多い漢字みたいだ。

医者と小説家以外使わない漢字だ。読書の秋だというのに、なんでこんな難しい漢字のことを、夏の疲れが残っているというのに書かなければならないんだろう？

頭がぐじゃぐじゃで支離滅裂だ。

ちよつとこころで気分を変えて、朝晩めつきり涼しくなってきた今日この頃、皆さんいかがお過ごしでしょうか？

私は最近、一度読んだ本をもう一度読み返すことに情熱を注いでいる。記憶が薄らいでいるから、いつも新鮮だ。「はて読む意味はあるんだろうか？」。老眼を掛けながら少し目を細めて読書をしている姿は少し情けない姿だけれど。

今読んでいる本、「新・平家物語」を中断して、なぜか気になつている「親鸞」を読み始めた。一度読んだのに記憶が薄らいでいる。両方とも作家は吉川英治。書物に囲まれた小さな部屋で、雄大な歴史小説を読むのは楽しい一時だ。

さあ、読書の秋。前方に聳える雄大な高見山。さわやかな秋風を受け、木陰で本を読みながら、妻の入れた冷えた麦茶と水に付けていた冷たいトマトを食べながら、うとうとするのも至福の一時だ。

『秋季東吉野材まつり市』開催について



東吉野村の出身である西垣愛太郎氏創業の「西垣林業株式会社」が、東吉野村の優良材をPRするため、西垣林業株式会社桜井原木市場において「秋季東吉野材まつり市」を開催します。

「東吉野材まつり市」を盛り上げるためにも、多数の東吉野産材の出荷のご協力をお願いします。

開催日時 11月7日(木) 午前9時開市

開催場所 桜井市大字戒重137番地 西垣林業株式会社 桜井本社内 原木市場

お問い合わせ先 TEL 0744-46-3800 FAX 0744-46-3838

**奈良女子大学 共生科学研究センター主催
【東吉野村野外体験実習】が行われました**

毎年夏休みに開催されている野外体験実習を御存知ですか？今年も山、川それぞれのフィールドで開催されました。7月27日は【有機農法の畑で野菜の世話をし、収穫、食体験、栄養について学ぶ回】でした。村内の有機農家さんの畑でさまざまな実習体験をしました。



8月9日は【川に住む藻を採集して顕微鏡で観察したり川の環境について学ぶ回】でした。東吉野村の河川で長く研究を続けている研究員の鎌倉さんや片野先生による講座や体験が行われました。大人も子どもも興味深く参加されていました。

夏休み図書室イベント【絵本のカバーでペーパーバック作り】開催しました



8月2日に開催し、村内の宿泊施設に泊まっていたお客さんや村外の方も参加されました。始めに、講師の富永さんより絵本の読み聞かせをしていただきました。大人も子どもも楽しく最後まで怪我無く作ることができました。素敵な仕上がりに皆さん満足そうでした。文：図書室世話役の網谷さん

夏休み子ども開放日【ウクレレ教室と学習サポート】開催しました



8月7日、初めての夏休み子ども開放日はウクレレ教室と学習サポートをしました。総勢40名という大人数でした。初めてのウクレレは、一音で一曲弾くという、ちっちゃい子から大人まで楽しめる教室でした。

その後は、勉強したり、本を読んだり。マンツーマンで教えてもらい、読み聞かせをしてもらい、とても充実した時間になりました。参加して下さった方々、ありがとうございました。

文：こどもサポート世話役の奥谷さん



ひよしカレッジ四郷（略称ひよカレ）より活動報告とイベントのお知らせです

INFORMATION

みんな来てね!

9月4日(水)は座談会【ひよカレの課題と未来を考える回】

ひよカレの課題や、今後どう進めていくかを考えていく回です。ファシリテーターの方をお迎えして、いつもとは一味違った楽しく対話できる取り組みを準備しています。自分と相手を知る回です。身体を動かす時間もあります。初めての方も大歓迎です！ぜひみなさんでご参加ください。

開催日時 9月4日(水)10時～11時



みんな来てね!

ひよカレ図書室よりオススメ本のご紹介

100万回生きたねこ

あなたはネコ派ですか？それとも犬派？「ふざけ、いたずら、ずる、脱線」(『いま、ここで輝く』より抜粋)とまではいかななくても、やんちゃな主人公のネコが色々な姿に生まれ変わっては死んでいきます。そして最後には素敵な伴侶と出会い家族を持つのですが、最愛のネコ妻(?)に先立たれ悲しみにくれて...子どもの絵本と悔ることのできない深〜い愛の物語です。

文：図書室世話役の網谷さん



みんな来てね!

今月のビブリオバトルは9月18日(水)10時～

ビブリオバトルとは、おすすめの一冊を紹介し合う会です。自分では手に取らないような本に出会えたり、本を介してのコミュニケーションなど本の魅力をたくさん感じられる会です。ぜひおすすめの一冊を持ってご参加ください。

みんな来てね!

ひよカレ図書室のご利用案内

開室日時 毎週水曜 13時～16時

ご利用方法 1人2冊まで(2週間貸出)

※閉室時は玄関前返却boxをご利用ください

寄贈本受付は
書架不足のため
しばらく中止
いたします

9月のひよカレ図書室開室日

9/1(日)、9/4(水)、9/11(水)、9/18(水)、9/25(水)

夏休み最後の
日曜日開室!

毎週水曜 13時00分～16時00分

活動やイベントのお申し込み、お問い合わせは大谷(090-6144-4083)まで

ひよカレは奈良国立大学院機構と地域との連携で運営されています。

奈良国立大学機構国際戦略センターのみなさんと東吉野村フィールドトリップ開催

7月25日に留学生のみなさんと国際戦略センターの先生方が東吉野村を訪れ、東吉野村とアートについて学びました。講師として小川サテライトオフィスでお仕事をされているFelixさんと、地域おこし協力隊として活動中のアーティストDouglasさんに参加していただき、学生の皆さんと学びと交流を深めました。

◆ 国民年金のお知らせ ◆



「納付猶予制度」のご案内



「国民年金」は、20歳から60歳までのすべての人が加入する義務がある、国が運営する年金制度です。

年金は老後のためだけでなく、思わぬ事故で身体に障害を負ってしまったときに、障害年金を受け取ることができます。

「いざ」というときに頼りになる「保険」です。

20歳から国民年金の保険料を払わなければなりません。収入が少ないため保険料が払えない50歳未満の方には、保険料の納付が猶予される「納付猶予制度」があります。

万一の備え、将来の備えとして、ぜひ、この制度をご利用ください。

「納付猶予制度」って、どんな制度なの？

20歳から50歳未満の方の国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

国民年金には保険料を免除する制度がありますが、本人の所得が低くても収入のある世帯主（親など）と同居している場合は、保険料の免除対象にはなりません。

「納付猶予制度」は、世帯主の所得にかかわらず、保険料の納付が猶予される制度です。

また、この猶予制度を利用している期間は、不慮の事故やスポーツ・病気などで身体に障害が残った場合に受け取れる障害基礎年金の受給資格期間に算入されます。

<所得のめやす>

(扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 32万円で計算した額以下である場合

<対象となる方>

50歳未満で、本人と配偶者の各々の所得が一定金額以下の方

そのままにしておくと、どうなるの？

保険料を納付しないで、この「納付猶予」の申請もしないまましていると、老後に受け取る老齢年金だけでなく、病気やけがで障害が残ったときの障害年金なども受け取れなくなることがあります。

日本年金機構ホームページ www.nenkin.go.jp/

国民年金に関するお問い合わせは、東吉野村税務保険課、または最寄りの年金事務所まで。

奈良年金事務所

奈良市芝辻町4-9-4
☎0742-35-1371(代)

大和高田年金事務所

大和高田市幸町5-11
☎0745-22-3531(代)

桜井年金事務所

桜井市大字谷88-1
☎0744-42-0033(代)

自衛官募集のお知らせ

【自衛官候補生（中途採用も含む）】

1 応募資格

18歳以上33歳未満

※採用予定月の末日現在

2 受付締切

9月17日（火）まで

3 試験

・筆記試験、適正検査

9月17日（火）から20日（金）のいずれか1日（WEB試験）

・口述試験、身体検査

9月21日（土）・22日（日）のいずれか1日

【一般曹候補生（中途採用も含む）】

※陸海空・男女全ての課目を受け付けない場合があります。

1 応募資格

18歳以上33歳未満

※採用予定月の末日現在

2 受付締切

11月28日（木）まで

3 試験

1次試験：筆記試験、適正検査

詳しくは下記へお問い合わせください
（WEB試験）

2次試験：口述試験、身体検査

令和7年1月11日（土）

お問い合わせ先 自衛隊奈良地方協力本部五條地域事務所
（TEL 0747-22-3789）



奈良県聴覚障害者支援センターからのお知らせ 『はじめての手話講座』開催

奈良県では、平成29年4月1日に施行した「奈良県手話言語条例」の趣旨に基づき、県民を対象とした「はじめての手話講座」を開催します。手話クイズや日常で使える手話取得など、子どもから大人まで参加出来る講座です。

日時 9月16日（月・祝）
場所 奈良県立図書情報館 1階交流ホールA
（奈良市大安寺西1丁目1000番地）
内容 きこえないことについて
手話クイズ・ミニ手話講座
対象 奈良県在住・在勤・在学の方
定員 20名（先着順）
費用 無料



お申し込み 右記QRコードにて受付（9月10日（火）まで）
※QRコード以外での申込を希望される方は下記までご連絡ください。

お問い合わせ先 奈良県聴覚障害者支援センター
TEL 0744-21-7880 FAX 0744-21-7888



○受給資格者

・支給対象児童を養育する父母等のうち、所得の高い方

※受給資格者が公務員である場合は職場での支給となります。職場で申請してください。

※受給資格者が東吉野村外に住民登録している場合は住民登録地で申請してください。

○お手続きのご案内

・改正後、新たに受給資格が生じる方

以下の（ア）から（ウ）に該当する方は、令和6年10月分以降の児童手当について新たに申請が必要です。

9月上旬頃より受付を開始します。

・令和6年10月時点

（ア）所得上限を超過していることにより、児童手当の受給資格がない場合

（イ）高校生年代の児童のみを養育している場合

・令和6年10月以降

（ウ）新たに施設入所や里子となる児童がいる場合

・改正後、受給額が増える方

以下の（エ）から（カ）に該当する方は、令和6年10月分以降の児童手当を受給するにあたり、原則として改めての申請は不要です。（役場で変更します。）

・令和6年10月時点

（エ）所得制限により特例給付の区分である場合

（オ）中学生以下の児童と、高校生年代の児童を養育している場合

（カ）第3子以降の多子加算を受けている場合

※ただし、新たに第3子以降の多子加算対象となる18歳年度末以降から22歳年度末までの子（平成14年4月2日から平成18年4月1日生まれ）がいる場合は、「監護・生計負担の確認書」の提出が必要です。9月上旬頃より受付を開始します。

令和6年10月以降の児童手当について

令和6年10月分より、児童手当法の改正による制度改正（拡充）が行われます。（初回支給は令和6年12月）

○制度改正（拡充）の内容

1. 所得制限の撤廃
2. 支給対象児童の年齢を「中学生（15歳到達後の最初の年度末まで）」から「高校生年代（18歳到達後の最初の年度末まで）」に延長
3. 第3子以降の手当額（多子加算）を月15,000円から月30,000円に増額
4. 第3子以降の算定に含める対象の年齢を「18歳到達後の最初の年度末まで」から「22歳到達後の最初の年度末まで」に延長
5. 支給回数を年6回に変更

○制度内容の比較

	改正前（令和6年9月分まで）	改正後（令和6年10月から）
支給対象	中学生 （15歳到達後の最初の年度末まで）	高校生年代 （18歳到達後の最初の年度末まで）
所得制限	所得制限限度額、所得上限限度額あり	所得制限なし
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満：15,000円／月 ・3歳～小学校修了まで 第1子・第2子：10,000円／月 第3子以降：15,000円／月 ・中学生：10,000円／月 ※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合には特例給付として5,000円／月を支給。	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満 第1子・第2子：15,000円／月 第3子以降：30,000円／月 ・3歳～18歳到達後の最初の年度末まで 第1子・第2子：10,000円／月 第3子以降：30,000円／月 ※特例給付はなくなり、受給者全員が上記の支給額に。
第三子以降の算定対象	18歳到達後の最初の年度まで	22歳到達後の最初の年度末まで。（注）
支給月	2月、6月、10月（年3回） ※各前月までの4ヶ月分を支給。	偶数月（年6回） ※各前月までの2ヶ月分を支給。

注) 21歳、14歳、7歳の3人のお子さまを養育している場合

→ 21歳のお子様を第1子、14歳のお子様を第2子、7歳のお子様を第3子と数えます。

支給対象児童は14歳のお子様と7歳のお子様となり、14歳のお子様は第2子の月額、7歳のお子様は第3子以降の月額が適用されます。

9月・10月の2か月間は 行政相談月間です



行政相談シンボルマーク

9月・10月の2か月間は「行政相談月間」です。

登記・年金・保険・雇用などについて、わからないこと、身近な困りごとがありましたら、総務省行政相談センターや行政相談委員が開設する行政相談所にお気軽におたずねください。

<行政なんでも相談所の開設>

下記のとおり、一日限りの「行政なんでも相談所」を開設します。

司法書士等による法律相談も受け付けます。

相談は予約不要・無料・秘密厳守ですので、お気軽にご利用ください。

登記・税金 年金など 行政なんでも 相談所	橿原会場	と き 10月17日(木) 10:30~15:30(受付15時まで) ところ イオンモール橿原 1階サンシャインコート (橿原市曲川町7-20-1)	[参加予定機関] 司法書士、税理士、 社会保険労務士、 行政相談委員、 行政相談センター
	宇陀会場	と き 10月25日(金) 12:00~16:00(受付15時半まで) ところ 橿原サンクシティ 1階サンク広場 (宇陀市橿原下井足49-1)	

応急手当普及員講習のご案内

令和6年度応急手当普及員講習を開催します。受講を希望される方は、下記要領により最寄りの消防署に受講申込書を持参してください。

— 応急手当普及員とは —

ご自身が所属する事業所（デパート、ホテル、駅舎等多数の者の出入りする事業所）の従業員や防災組織などの構成員を対象に、消防機関と連携して、救命講習の指導を実施する方のことです。

記

- 開催日時** 応急手当普及員講習（講習種別Ⅰ）
10月2日（水）から10月4日（金）まで3日間
午前8時30分から午後5時30分まで
- 講習開催場所** 奈良県広域消防組合 消防本部南館2階
橿原市慈明寺町149番地の3
- お申し込み期間** 9月5日（木）から9月19日（木）まで
- お申し込み場所及びお問い合わせ先**
奈良県広域消防組合 吉野消防署 TEL 0746-32-1011
- 実施要領及び申込用紙**



奈良県広域消防組合ホームページにてご確認ください。また、申込用紙もダウンロードいただけます。
奈良県広域消防組合ホームページ URL <https://www.naraksk119.jp/>

さくら苑だより

○利用者様がおやつ作りに挑戦です。

レクリエーションの一環でおやつ作りを実施しました。

市販のフルーチェを使用しお好みでフルーツやアイスをトッピングして皆さん楽しそうに作り美味しそうに食べておられました。



○利用者様とお買い物に行きました。

利用者様と一緒に大淀町のライフへお買い物に行き、カフェでティータイムを楽しんでいただきました。短い時間ではありましたが、笑顔が絶えない素敵な時間を過ごされていました。今後も定期的にも実施する予定です。



現在、さくら苑では面会制限を行っております。

面会をご希望の方は、事前にさくら苑までお問い合わせください。

お問い合わせ先 さくら苑 TEL 0746-32-8950

「柚子」でおいしく！！健康料理教室を開催します

皆様に育てていただいています柚子を使用した健康料理教室を講師の方をお招きして下記のとおり開催しますので、奮ってご参加ください。

日時 10月15日(火) 11:30~13:30

場所 東吉野村役場 3階会議室

講師 竹川 雅子(管理栄養士・国際薬膳師)

内容 柚子の健康作用について

柚子を使ったレシピ紹介(料理デモンストレーション)

東吉野村の柚子商品を使ったレシピを紹介

柚子を使ったお料理の試食

参加費 無料

定員 20名(先着順)

お申し込み先 地域振興課(42-0441)



奈良県立大淀養護学校 保護者説明会・体験学習のお知らせ

奈良県立大淀養護学校では、知的障害のある幼児の保護者や、児童と保護者等に対して、当校の教育についての理解と認識を深めてもらうため、説明会等を下記により行います。

○小学部 就学相談・個別体験学習

1 対象者 知的障害のある幼児とその保護者

2 日時 9月10日(火)～12月11日(水)のうち、火・水曜日の午前10時から11時半

○中学部 第二回体験学習

1 対象者 知的障害のある小学六年生とその保護者、小学校の教員ほか

2 日時 10月7日(月)～11月11日(月)のうち、月・木曜日の午前9時半から午後2時半

・その他

お子様の日常生活指導・教科指導等特別支援教育についての相談等がありましたら、ご利用ください。

※事前にお申し込みが必要です。日程や時間を調整させていただきますので、下記までお問い合わせください。

・お問い合わせ先

奈良県立大淀養護学校 吉野郡大淀町下淵414-1

TEL 0747-52-7655

メール oyodoyogo-s-info@e-net.nara.jp

職場のお悩み、ご相談ください ～ 休日・夜間労働相談会の開催 ～

1 開催日時・場所

【休日労働相談会】 日時：10月6日(日)13時30分～15時30分

場所：橿原文化会館 第1会議室(橿原市北八木町3丁目65-5)

【夜間労働相談会】 日時：10月10日(木)18時30分～20時30分

場所：奈良県庁分庁舎 51会議室(奈良市登大路町30)

2 概要 弁護士、労働組合役員、企業役員などの経験豊富な委員が、三者一組となり、公正・中立な立場で解雇や賃金問題、パワハラなど労働に関するトラブルの相談に応じます。

1人30分程度で要予約(先着)

3 費用 無料

4 対象 ①県内在住または在勤の労働者

②県内に事業所のある事業主

5 お申し込み 事前予約制です。詳しくはHPをご覧ください。

<https://www.pref.nara.jp/64001.htm>

6 お問い合わせ先 奈良県労働委員会事務局 TEL 0742-20-4431(直通)

「法の日」週間記念無料法律相談

毎年「法の日」である10月1日から1週間は、法の役割や重要性について考えていただくきっかけとなるように「法の日週間」と定められています。奈良弁護士会ではこの週間を記念して下記のとおり無料法律相談を実施します。

【日時・場所】 10月2日(水) 奈良弁護士会館(奈良市中筋町2番地の1)
午前9時30分～12時・午後1時～3時30分

10月7日(月) 経済会館(大和高田市大中106-2)
午前9時30分～12時・午後1時～3時30分

※相談時間は両日とも1人30分

【予約方法】 電話予約のみになります

TEL 0742-22-2035(奈良県弁護士会)

【受付期間】 9月2日(月)から9月24日(火)まで

平日 午前9時30分～午後5時

「薪」買い上げにご協力ください

村では、間伐材の有効利用とバイオマスエネルギーの普及のため、ふるさと村に薪ストーブを導入し、その燃料として薪の収集を行っています。

下記の要領で行いますのでご協力をお願いします。

●お申し込み

予算に限りがありますので、薪を納品される方は9月2日(月)から9月30日(月)までに役場総務企画課にお申し込みください。予定数量(1,000束)に達し次第、受付を終了させていただきますのでご了承ください。

●薪収集日時 11月9日(土) 午後1時から4時まで

●薪のサイズ 1束は直径約20cm、長さ45cm

1本の太さは5cm以上10cm以下の太割り

(例) 直径10cmの原木の場合は2つ割り程度、直径20cmの原木の場合は4つ割り程度

樹種は、杉、桧、松、雑木で、生木、乾燥材のどちらでも可

●薪の価格及び数量 1束 150円(指定した場所に持ち込みとする。)

1世帯 200束を上限とします。

※納品いただいた薪の代金は、当日現金にてお支払いしますので、印鑑をご持参ください。

お問い合わせ先 総務企画課(42-0441)

固定資産税第3期分・国民健康保険税第3期分 後期高齢者医療保険料(普通徴収分)第3期分 介護保険料(普通徴収分)第3期分の

口座振替日は **9月25日(水)**

納期限は **9月30日(月)** です。

納付には、便利・安全・確実な口座振替をご利用ください。納期限までに納めましょう。

(お問い合わせ先) ○固定資産税・国民健康保険税・

後期高齢者医療保険料について

税務保険課

○介護保険料について

住民福祉課

TEL 42-0441

総務企画課

宇野 剛央

Uno Masahiro



村の職員を紹介します Vol.13

はじめまして、今年の4月に新規採用にて総務企画課に配属となりました宇野と申します。

私は今年の3月までの約9年間、民間企業に勤めておりました。働き方や環境が大きく変わり、まだまだ慣れないことは多々ありますが、初心に戻って一つ一つ丁寧に仕事していきたいと思っております。

今後は、たくさん経験を積んで東吉野村の皆様のお役に立てるよう尽力して参りますのでよろしくお願いいたします。

令和6年度 東吉野村職員採用試験案内

令和6年度東吉野村職員採用試験（令和7年4月採用・令和6年度途中民間企業等経験者採用）を次のとおり行います。

1 採用予定人員 ・一般事務職 若干名

2 職務内容 ・一般事務職は、本庁に勤務し、一般行政事務に従事する。

3 受験資格

【一般事務職】

令和7年4月採用

- ・平成2年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者で、令和7年4月1日現在において、高等学校卒業と同等以上の学力を有する者

令和6年度途中民間企業等経験者採用

- ・平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者で、令和6年9月1日現在において、高等学校卒業と同等以上の学力を有し、民間企業等職務経験年数が2年以上の者

4 受験申込書類 ・東吉野村職員採用試験受験申込書
・履歴書 1通（縦4cm、横3cmの写真1枚貼付）
・写真1枚（縦4cm、横3cm）
・最終学校の卒業証明書
・最終学校の成績証明書

5 受付期間と提出先

- ・受付期間 令和6年8月26日（月）～9月20日（金）
（祝日・土・日曜日は閉庁により受付しません）
- ・締切日 令和6年9月20日（金） 午後5時まで
（郵送の場合は、書留にして締め切り日までに必着のこと）
- ・提出先 〒633-2492 東吉野村大字小川99番地 東吉野村役場総務企画課

6 試験実施の日時、場所及び試験内容

第1次試験

方 式 テストセンター方式

日 時 令和6年10月7日（月）～10月27日（日）のうち受験者が選択する日時

試験内容 ≪一般事務職≫ 職務基礎力試験（職務能力試験、職務適応性検査）

第2次試験 令和6年11月10日予定（第1次試験合格者に別途通知します。）

試験内容 ≪一般事務職≫ 面接試験、作文試験

合格発表 令和6年11月末予定

7 申込書の請求 受験申込書は役場総務企画課で交付します。村ホームページからダウンロードすることも可能です。

8 お問い合わせ先 その他詳しいことは、役場総務企画課（Tel 42-0441）まで、お問い合わせください。

てんいち先生



定例人権・行政相談所を開設します。

日時 9月20日(金)
10時~12時

場所 大字小川 村中央公民館

差別に関することやプライバシーの侵害など、人権問題に関することを人権擁護委員が、また、行政機関が所轄する業務についての苦情や要望について、行政相談委員がそれぞれ相談に応じます。

駐在所だより

小川駐在所 ☎42-0052 高見駐在所 ☎44-0313

桜井警察署 ☎0744-46-0110
宇陀警察庁舎 ☎0745-82-0110

秋の交通安全県民運動が、実施されます。

実施期間 令和6年9月21日(土)から9月30日(月)

推進項目

- 1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
 - ア 歩行者の交通事故防止対策
 - イ 歩行者の交通ルール遵守の徹底
- 2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
 - ア 夕暮れ時以降の交通事故を防止する取組
 - イ 運転者の歩行者優先意識の徹底とながらスマホの防止対策
 - ウ 飲酒運転の根絶
 - エ 妨害運転等の防止対策
 - オ 高齢運転者の交通事故防止対策
 - カ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
 - キ 二輪車の交通事故防止対策
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
 - ア 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保
 - イ 自転車の交通ルール遵守の徹底と新たなルール(ながらスマホ及び酒気帯び運転の禁止の厳格化)の周知
 - ウ 特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

特殊詐欺キーワード

- 1 内容のキーワード
 - ・電話が使えなくなる
 - ・電話が犯罪に使われている
 - ・還付金がある
 - ・クレジットカードが不正利用されている
 - ・旧札は使えない
 - ・新札と交換する必要がある
 - ・未払い金がある
 - ・携帯電話が不正契約されている
 - ・口座が不正利用されている
 - ・口座が暴力団に利用されている
 - ・あなた名義の通帳がある
 - ・パソコン、スマートフォンにウイルスが感染している
 - ・電話が暴力団に使われている
- 2 相手先のキーワード
 - ・警察官
 - ・検察官
 - ・通信管理基盤局
 - ・総務省
 - ・NTT
 - ・NTTドコモ
 - ・病院
 - ・市役所、役場
 - ・銀行協会
 - ・クレジット会社名
 - ・弁護士
 - ・音声ガイダンス

これらのキーワード以外にもあの手この手を使って騙そうとしてきますが、

電話で「お金の話」が出てきたら詐欺です。

音声ガイダンスが流れてきたら、電話を切って話をしないようにしましょう。

村内の事件事故(7月中)

- 刑法犯等 ~ 0件
- 交通事故 ~ 人身事故 0件
物損事故 7件





8月17日 いちたつ盆踊り

戸籍の窓

令和6年7月16日から令和6年8月15日までに役場窓口届けられ、ご了承をいただいた方のみです。(敬称略)

お悔やみ申し上げます

氏名	年齢	住所
久保吉夫	83歳	平野
紙本登代子	86歳	小栗栖

人の動き

令和6年7月末日現在

●人口	1,514人	(-4)
●男	713人	(±0)
●女	801人	(-4)
●世帯数	871戸	(-1)

()内は先月末現在との比較

編集後記

今回の表紙・裏表紙は中黒運動公園で行われたいちたつ盆踊りの様子です。たくさんの方が浴衣でご来場くださり、とても華やかなイベントになりました。来場された方々が炭坑節や祭文踊り、県民音頭など聴き慣れた音楽に合わせて踊る姿はとても情緒的で、会場にはたくさんの方々の笑顔が溢れていました。

さて、あれだけ暑かった夏も8月終盤になると少し落ち着いてきましたね。春と秋が少ししか感じられない年が続いています。今年も過ぎやすいくらい秋になってくれるようお願いしたいと思います。また、これからスズメバチの活動が活発になる時期に入ります。気付きにくい場所に巣が出来ている場合も多いので、普段通る場所でも十分気をつけてください。

(やっちゃん)